

平成30年第1回神奈川県議会定例会

提 出 議 案 説 明 附 属 資 料

(2 月 9 日 提 案 分)

県 民 局

目 次

ページ

1	神奈川県消費生活条例 新旧対照表	1
2	地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例 新旧対照表	10
3	神奈川県消費者行政活性化基金条例 新旧対照表	12
4	神奈川県保育士試験手数料等に関する条例 新旧対照表	13

1 神奈川県消費生活条例（昭和 55 年神奈川県条例第 1 号）新旧対照表

改 正	現 行
<p>目次</p> <p>第 1 章 総則（第 1 条～<u>第 5 条の 5</u>）</p> <p>第 2 章 消費者の権利の確立</p> <p>第 1 節 危害の防止（第 6 条～第 9 条）</p> <p>第 2 節 表示等の適正化（第 10 条～第 13 条）</p> <p>第 3 節 取引行為の適正化（第 13 条の 2 ～第 13 条の 5）</p> <p>第 4 節 生活関連商品の需給に関する緊急対策（第 14 条～第 18 条）</p> <p>第 5 節 調査、公表等（第 19 条～第 21 条）</p> <p>第 3 章 被害の救済（第 22 条～<u>第 25 条の 2</u>）</p> <p>第 4 章 知事への申出（第 26 条）</p> <p>第 5 章 神奈川県消費生活審議会（第 27 条）</p> <p>第 6 章 雑則（第 28 条～第 33 条）</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 消費者 事業者が提供する商品等を用いて生活する者、<u>事業者に商品等を提供する取引を行う者（個人に限り、事業として若しくは事業のために契約の当事者となる場合におけるものを除く。）又はこれらに準ずる者として規則で定める者をいう。</u></p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>（県の責務）</p> <p>第 3 条 (略)</p> <p>(削 除)</p> <p><u>(消費生活に関する相談の実施)</u></p> <p>第 3 条の 2 <u>県は、事業者との取引又は事業者が取り扱う商品等に関する消費者からの相談に柔軟かつ弾力的に対応するものとする。</u></p> <p><u>(情報の収集と提供)</u></p> <p>第 3 条の 3 <u>県は、県民の消費生活の安定及び</u></p>	<p>目次</p> <p>第 1 章 総則（第 1 条～<u>第 5 条の 4</u>）</p> <p>第 2 章 消費者の権利の確立</p> <p>第 1 節 危害の防止（第 6 条～第 9 条）</p> <p>第 2 節 表示等の適正化（第 10 条～第 13 条）</p> <p>第 3 節 取引行為の適正化（第 13 条の 2 ～第 13 条の 5）</p> <p>第 4 節 生活関連商品の需給に関する緊急対策（第 14 条～第 18 条）</p> <p>第 5 節 調査、公表等（第 19 条～第 21 条）</p> <p>第 3 章 被害の救済（第 22 条～<u>第 25 条</u>）</p> <p>第 4 章 知事への申出（第 26 条）</p> <p>第 5 章 神奈川県消費生活審議会（第 27 条）</p> <p>第 6 章 雑則（第 28 条～第 33 条）</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 消費者 事業者が提供する商品等を用いて生活する者_____</p> <p>_____</p> <p>_____をいう。</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>（県の責務）</p> <p>第 3 条 (略)</p> <p><u>2 県は、消費者の自主的かつ合理的な行動を促進するため、消費者への情報提供、消費者に対する啓発活動及び消費生活に関する教育の充実に努めなければならない。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>

改 正	現 行
<p><u>向上を図り、消費者の自立を支援するため、消費生活に関する情報を収集し、消費者に必要な情報を提供するものとする。</u></p> <p><u>(消費者教育の推進)</u></p> <p><u>第3条の4 県は、消費者被害を防止するとともに、消費者が自主的かつ合理的に行動することのできるようその自立を支援し、並びに消費者が主体的に公正かつ持続可能な社会の形成に参画することの重要性について理解及び関心を深めるための教育及びこれに準ずる啓発活動（以下「消費者教育」という。）の充実に努めるものとする。</u></p> <p><u>2 県は、消費者教育を推進するに当たり、消費者の年齢、障害の有無、その他の消費者の特性及び学校、地域、家庭、職域その他の消費者教育が行われる場の特性に配慮し、適切な方法により実施するとともに、多様な主体との連携及び消費者教育の担い手の育成を行うものとする。</u></p> <p>(事業者の責務等)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 事業者は、その供給する商品及び役務について消費者の安全を確保するとともに、その<u>取り扱う商品等</u>について消費者との取引における公正を確保するよう努めなければならない。</p> <p>3 事業者は、その<u>取り扱う商品等</u>及び当該商品等の取引に関する情報を消費者に積極的に提供するよう努めなければならない。</p> <p>4 事業者は、その<u>取り扱う商品等</u>の消費者との取引に際して、消費者の知識、経験及び財産の状況等に配慮するよう努めなければならない。</p> <p>5 事業者は、その<u>取り扱う商品等</u>及び当該商品等の消費者との取引に関して生じた苦情を適切かつ迅速に処理するとともに、これに必要な体制の整備に努めなければならない。</p> <p>6 事業者は、その<u>取り扱う商品</u>及び役務に関し環境の保全に配慮するとともに、当該商品及び役務について品質等を向上させ、その事業活動に関し自らが遵守すべき基準を作成す</p>	<p>(新 設)</p> <p>(事業者の責務等)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 事業者は、その供給する商品及び役務について消費者の安全を確保するとともに、その<u>供給する商品等</u>について消費者との取引における公正を確保するよう努めなければならない。</p> <p>3 事業者は、その<u>供給する商品等</u>及び当該商品等の取引に関する情報を消費者に積極的に提供するよう努めなければならない。</p> <p>4 事業者は、その<u>供給する商品等</u>の消費者との取引に際して、消費者の知識、経験及び財産の状況等に配慮するよう努めなければならない。</p> <p>5 事業者は、その<u>供給する商品等</u>及び当該商品等の消費者との取引に関して生じた苦情を適切かつ迅速に処理するとともに、これに必要な体制の整備に努めなければならない。</p> <p>6 事業者は、その<u>供給する商品</u>及び役務に関し環境の保全に配慮するとともに、当該商品及び役務について品質等を向上させ、その事業活動に関し自らが遵守すべき基準を作成す</p>

改 正	現 行
<p>ること等により消費者の信頼を確保するよう努めなければならない。</p> <p><u>(推進指針の策定)</u></p> <p><u>第5条の5 知事は、消費者施策の計画的な推進を図るため、消費者施策の推進に関する指針（以下「指針」という。）を策定するものとする。</u></p> <p><u>2 指針は、次に掲げる事項について定めるものとする。</u></p> <p><u>(1) 消費者施策の基本理念及び推進体制</u></p> <p><u>(2) 消費者教育の推進に関する施策</u></p> <p><u>(3) 前2号に掲げるもののほか、消費者施策を推進するために必要な事項</u></p> <p><u>3 知事は、指針を定め、又は変更したときは、遅滞なくこれを公表するものとする。</u></p> <p>(不当な取引行為の禁止)</p> <p>第13条の2 事業者は、<u>商品等の取引において、消費者に対し</u>_____ <u>契約</u>_____の締結について勧誘しようとして、消費者に迷惑を及ぼし、又は消費者を欺いて消費者に接触する不当な行為として別表第1に掲げる行為をしてはならない。</p> <p>2 事業者は、<u>商品等の取引において、消費者との契約</u>_____の締結又はその勧誘に際して、口頭によると文書によるとを問わず、消費者が当該契約_____に関する事項を正確に認識することを妨げるおそれがある不当な行為として別表第2に掲げる行為をしてはならない。</p> <p>3 事業者は、<u>商品等の取引において、消費者との契約</u>_____の締結又はその勧誘に際して、契約を締結させようとして消費者に害を加え、消費者を威迫し、又は困惑させる等消費者の自由な意思形成を妨げるおそれがある不当な行為として別表第3に掲げる行為をしてはならない。</p> <p>4 事業者は、<u>商品等の取引において、消費者に不当に不利益となる内容の条項を含む契約</u>_____を締結させる不当な行為として別表第4に掲げる行為をしてはならない。</p>	<p>ること等により消費者の信頼を確保するよう努めなければならない。</p> <p>(新 設)</p> <p>(不当な取引行為の禁止)</p> <p>第13条の2 事業者は_____、消費者に対し<u>商品等の売買又は提供に係る契約（以下「商品売買契約等」という。）</u>の締結について勧誘しようとして、消費者に迷惑を及ぼし、又は消費者を欺いて消費者に接触する不当な行為として別表第1に掲げる行為をしてはならない。</p> <p>2 事業者は_____、消費者との<u>商品売買契約等</u>の締結又はその勧誘に際して、口頭によると文書によるとを問わず、消費者が当該<u>商品売買契約等</u>に関する事項を正確に認識することを妨げるおそれがある不当な行為として別表第2に掲げる行為をしてはならない。</p> <p>3 事業者は_____、消費者との<u>商品売買契約等</u>の締結又はその勧誘に際して、契約を締結させようとして消費者に害を加え、消費者を威迫し、又は困惑させる等消費者の自由な意思形成を妨げるおそれがある不当な行為として別表第3に掲げる行為をしてはならない。</p> <p>4 事業者は_____、消費者に不当に不利益となる内容の条項を含む<u>商品売買契約等</u>を締結させる不当な行為として別表第4に掲げる行為をしてはならない。</p>

改 正	現 行
<p>5 事業者は、<u>商品等の取引において</u>、消費者との<u>契約</u> _____ に関し、消費者又はその関係人を欺き、威迫し、又は困惑させる等により、<u>契約</u> _____ (当該契約の成立、存続又はその内容について当事者間で争いのあるものを含む。)に基づく債務の履行を請求し、又は当該債務を履行させる不当な行為として別表第5に掲げる行為をしてはならない。</p> <p>6 事業者は、<u>商品等の取引において</u>、消費者との<u>契約</u> _____ に関し、法令の規定若しくは契約に基づく債務の全部若しくは一部の履行を拒否し、又は正当な理由なく遅延させる不当な行為として別表第6に掲げる行為をしてはならない。</p> <p>7 事業者は、<u>商品等の取引において</u>、消費者との<u>契約</u> _____ に関し、法律上認められた消費者の権利の行使を妨げるおそれがある不当な行為として別表第7に掲げる行為をしてはならない。</p> <p>8 <u>事業者と消費者との間において商品等に関し締結した契約</u> (以下「主契約」という。)に伴う立替払、資金の貸付、債務の保証その他の消費者への信用の供与又は保証の受託を業として行う者 (以下「与信業者等」という。)は、信用の供与の契約又は保証を受託する契約 (以下「与信契約等」という。)に関し、<u>当該契約に関する主契約に係る事業者</u> _____ の不当な行為を知っていた、又は知り得べきであつたにもかかわらず、与信契約等の締結を勧誘し、又は締結させる行為、法令の規定又は与信契約等に基づく消費者の権利の行使を妨げるおそれがある行為その他の不当な行為として別表第8に掲げる行為をしてはならない。</p> <p>(立入調査等)</p> <p>第19条 知事は、第6条第1項及び第2項、第7条第1項、<u>第8条第1項、第13条第2項、第13条の3、第13条の4並びに第17条の規定の施行に必要な限度において、事業者若しくは当該事業者と密接な関係を有する者として規則で定める者</u> (以下「密接関係者」とい</p>	<p>5 事業者は _____、消費者との<u>商品売買契約等</u>に関し、消費者又はその関係人を欺き、威迫し、又は困惑させる等により、<u>商品売買契約等</u> (当該契約の成立、存続又はその内容について当事者間で争いのあるものを含む。)に基づく債務の履行を請求し、又は当該債務を履行させる不当な行為として別表第5に掲げる行為をしてはならない。</p> <p>6 事業者は _____、消費者との<u>商品売買契約等</u>に関し、法令の規定若しくは契約に基づく債務の全部若しくは一部の履行を拒否し、又は正当な理由なく遅延させる不当な行為として別表第6に掲げる行為をしてはならない。</p> <p>7 事業者は _____、消費者との<u>商品売買契約等</u>に関し、法律上認められた消費者の権利の行使を妨げるおそれがある不当な行為として別表第7に掲げる行為をしてはならない。</p> <p>8 <u>商品売買契約等に伴う</u> _____ _____ 立替払、資金の貸付、債務の保証その他の消費者への信用の供与又は保証の受託を業として行う者 (以下「与信業者等」という。)は、信用の供与の契約又は保証を受託する契約 (以下「与信契約等」という。)に関し、<u>当該商品売買契約等</u> _____ に係る事業者 (以下「販売業者」という。)の不当な行為を知っていた、又は知り得べきであつたにもかかわらず、与信契約等の締結を勧誘し、又は締結させる行為、法令の規定又は与信契約等に基づく消費者の権利の行使を妨げるおそれがある行為その他の不当な行為として別表第8に掲げる行為をしてはならない。</p> <p>(立入調査等)</p> <p>第19条 知事は、第6条第1項及び第2項、第7条第1項、<u>第8条</u> _____、<u>第13条第1項、第13条の3、第13条の4並びに第17条の規定の施行に必要な限度において、事業者</u> _____</p>

改 正	現 行
<p>う。) に対し、その業務に関し報告させ、又はその職員に、事業者若しくは密接関係者の事務所、工場、事業場、店舗若しくは倉庫に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。</p> <p>(削 除)</p> <p>2 前項の規定により立入調査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。</p> <p>3 第1項の規定による立入調査の権限は、<u>犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。</u></p> <p>(公表)</p> <p>第20条 知事は、事業者又は密接関係者が次の各号のいずれかに該当し、かつ、該当することに<u>正当な理由がないと認めるときは、その旨を公表するものとする。</u></p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 前条第1項 _____ の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項 _____ の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項 _____ の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。</p> <p>2 知事は、前項の規定により公表しようとするときは、あらかじめ当該事業者又は密接関係者に意見を述べる機会を与えなければならない。</p> <p>(告示)</p> <p>第21条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 知事は、別表第1の5の項、別表第2の10の項、<u>別表第3の14の項</u>、別表第4の8の項、別表第5の7の項、別表第6の2の項、</p>	<p>_____ に対し、その業務に関し報告させ、又はその職員に、事業者 _____ の事務所、工場、事業場、店舗若しくは倉庫に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。</p> <p>2 知事は、<u>第13条の3及び第13条の4の規定の施行に必要な限度において、当該事業者と密接な関係を有する者として規則で定める者に対し、その業務に関し報告させることができる。</u></p> <p>3 第1項の規定により立入調査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。</p> <p>(新 設)</p> <p>(公表)</p> <p>第20条 知事は、事業者 _____ が次の各号のいずれかに該当する _____ と認めるときは、その旨を公表するものとする。<u>ただし、その事業者に正当な理由がある場合は、この限りでない。</u></p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>第19条第1項若しくは第2項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同条第1項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同条第1項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(告示)</p> <p>第21条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 知事は、別表第1の5の項、別表第2の10の項、<u>別表第3の12の項</u>、別表第4の8の項、別表第5の7の項、別表第6の2の項、</p>

改 正	現 行
<p>別表第7の4の項又は別表第8の3の項の規定により指定したときは、その旨を告示しなければならない。指定を変更し、又は解除したときも、同様とする。</p> <p>(被害の救済の申出等) 第22条 知事は、消費者から _____ _____消費生活上の被害の救済について申出があつたときは、当該被害の速やかな救済のために必要な助言、あつせんその他の措置を講ずるものとする。</p> <p>2 知事は、前項の措置を講ずるため必要があると認めるときは、____事業者その他の関係者に対し、説明若しくは必要な資料の提出を求め、又はその他必要な調査を行うことができる。</p> <p>(訴訟の援助) 第24条 県は、 _____ ____消費生活上の被害を受けた消費者が____事業者に対して訴訟を提起しようとする場合において、その訴訟が次に掲げる要件の<u>いずれにも該当する</u>ものであるときは、その訴訟に要する費用の貸付け、弁護士のアツせん等必要な援助を行うものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(適格消費者団体に対する支援) 第25条の2 知事は、<u>適格消費者団体（消費者契約法（平成12年法律第61号）第2条第4項に規定する適格消費者団体をいう。以下同じ。）が差止請求権（同法第12条の2第1項第2号ハに規定する差止請求権をいう。）を適切に行使するために必要な限度において、適格消費者団体に対し、契約書、和解書その他の消費生活相談（同法第13条第3項第5号イに規定する消費生活相談その他の消費生活に関する相談をいう。次項において同じ。）に関する資料であつて規則で定めるものの提供その他必要な支援を行うことができる。</u></p> <p>2 知事は、特定適格消費者団体（消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判</p>	<p>別表第7の4の項又は別表第8の3の項の規定により指定したときは、その旨を告示しなければならない。指定を変更し、又は解除したときも、同様とする。</p> <p>(被害の救済の申出等) 第22条 知事は、消費者から<u>事業者の提供する商品等によつて生じた</u>消費生活上の被害の救済について申出があつたときは、当該被害の速やかな救済のために必要な助言、あつせんその他の措置を講ずるものとする。</p> <p>2 知事は、前項の措置を講ずるため必要があると認めるときは、<u>当該</u>事業者その他の関係者に対し、説明若しくは必要な資料の提出を求め、又はその他必要な調査を行うことができる。</p> <p>(訴訟の援助) 第24条 県は、<u>事業者の提供する商品等によつて</u>消費生活上の被害を受けた消費者が<u>その</u>事業者に対して訴訟を提起しようとする場合において、その訴訟が次に掲げる要件を<u>併せ備えた</u> _____ものであるときは、その訴訟に要する費用の貸付け、弁護士のアツせん等必要な援助を行うものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(新 設)</p>

改 正	現 行
<p><u>手続の特例に関する法律（平成25年法律第96号）第2条第10号に規定する特定適格消費者団体をいう。以下同じ。）が被害回復関係業務（同法第65条第2項に規定する被害回復関係業務をいう。）を適切に遂行するために必要な限度において、特定適格消費者団体に対し、契約書、和解書その他の消費生活相談に関する資料であつて規則で定めるものの提供その他必要な支援を行うことができる。</u></p>	
<p>第27条 知事は、次に掲げる場合には、神奈川県消費生活審議会の意見を聴かなければならない。</p> <p>(1) <u>第5条の5第1項の規定により指針を定め、又はこれを変更しようとするとき。</u></p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>別表第1の5の項、別表第2の10の項、別表第3の14の項、別表第4の8の項、別表第5の7の項、別表第6の2の項、別表第7の4の項若しくは別表第8の3の項の規定により指定しようとするとき又はその指定を変更し、若しくは解除しようとするとき。</u></p> <p>(6) <u>前各号に掲げる場合のほか、この条例の施行に関する重要事項を決定しようとするとき。</u></p>	<p>第27条 知事は、次に掲げる場合には、神奈川県消費生活審議会の意見を聴かなければならない。</p> <p>(新 設)</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>別表第1の5の項、別表第2の10の項、別表第3の12の項、別表第4の8の項、別表第5の7の項、別表第6の2の項、別表第7の4の項若しくは別表第8の3の項の規定により指定しようとするとき又はその指定を変更し、若しくは解除しようとするとき。</u></p> <p>(5) <u>前4号に掲げる場合のほか、この条例の施行に関する重要事項を決定しようとするとき。</u></p>
<p>別表第2（第13条の2、第21条、第27条関係）</p> <p>1 (略)</p> <p>2 消費者が<u>契約</u>の締結をするか否かについての判断に影響を及ぼす重要な事項について、事実と異なること又は誤信させる事実を告げること。</p> <p>3 消費者が<u>契約</u>の締結をするか否かについての判断に影響を及ぼす重要な事項について、将来における変動が不確実な事項について断定的判断を提供すること。</p> <p>4～10 (略)</p>	<p>別表第2（第13条の2、第21条、第27条関係）</p> <p>1 (略)</p> <p>2 消費者が<u>商品売買契約等</u>の締結をするか否かについての判断に影響を及ぼす重要な事項について、事実と異なること又は誤信させる事実を告げること。</p> <p>3 消費者が<u>商品売買契約等</u>の締結をするか否かについての判断に影響を及ぼす重要な事項について、将来における変動が不確実な事項について断定的判断を提供すること。</p> <p>4～10 (略)</p>
<p>別表第3（第13条の2、第21条、第27条関係）</p> <p>1～5 (略)</p> <p>6 消費者の<u>判断力</u>の</p>	<p>別表第3（第13条の2、第21条、第27条関係）</p> <p>1～5 (略)</p> <p>6 消費者の<u>取引に関する知識又は判断力</u>の</p>

改 正	現 行
<p>不足に乗じる _____行為</p> <p>7 <u>消費者の取引に関する知識、経験及び財産の状況等に照らして不相当と認められる行為</u></p> <p>8 (略)</p> <p>9 契約_____を締結する目的で、無償又は著しい廉価で商品等を提供することにより、消費者の心理的負担を利用すること。</p> <p>10 (略)</p> <p>11 <u>消費者が依頼又は承諾をしていないにもかかわらず、消費者の住居、勤務先その他の場所において商品等を一方的に提供して、消費者を心理的に不安な状態又は正常な判断ができない状態に陥れること。</u></p> <p>12・13 (略)</p> <p>14 1の項から13の項までに掲げる行為に準ずる行為であつて、知事が指定するもの</p>	<p>不足に乗じて、消費者に著しく不利益を与えるおそれがある行為</p> <p>(新 設)</p> <p>7 (略)</p> <p>8 <u>商品売買契約等を締結する目的で、無償又は著しい廉価で商品等を提供することにより、消費者の心理的負担を利用すること。</u></p> <p>9 (略)</p> <p>(新 設)</p> <p>10・11 (略)</p> <p>12 1の項から11の項までに掲げる行為に準ずる行為であつて、知事が指定するもの</p>
<p>別表第4 (第13条の2、第21条、第27条関係)</p> <p>1 正当な理由がないにもかかわらず、事業者の損害賠償責任の全部又は一部を免除する内容の条項を含む<u>契約_____</u>を締結させる行為</p> <p>2 契約に係る損害賠償額の予定、違約金又は契約の解除に伴う清算金の定めにおいて、消費者に不当に高額又は高率な負担を求める内容の条項を含む<u>契約_____</u>を締結させる行為</p> <p>3 法律の規定を適用する場合に比し、消費者の権利を制限し、又は消費者の義務を加重することにより信義誠実の原則に反して消費者の利益を一方的に害する内容の条項を含む<u>契約_____</u>を締結させる行為</p> <p>4 法令の規定に基づく消費者の契約の申込みの撤回、契約の解除、契約の取消し又は契約の無効の主張を制限して、消費者に不当に不利益となる内容の条項を含む<u>契約_____</u>を締結させる行為</p> <p>5 消費者に不当に過大な量の契約商品等又は不当に長期にわたって供給される契約商品等の購入を内容とする条項を含む<u>契約_____</u></p>	<p>別表第4 (第13条の2、第21条、第27条関係)</p> <p>1 正当な理由がないにもかかわらず、事業者の損害賠償責任の全部又は一部を免除する内容の条項を含む<u>商品売買契約等を締結させる行為</u></p> <p>2 契約に係る損害賠償額の予定、違約金又は契約の解除に伴う清算金の定めにおいて、消費者に不当に高額又は高率な負担を求める内容の条項を含む<u>商品売買契約等を締結させる行為</u></p> <p>3 法律の規定を適用する場合に比し、消費者の権利を制限し、又は消費者の義務を加重することにより信義誠実の原則に反して消費者の利益を一方的に害する内容の条項を含む<u>商品売買契約等を締結させる行為</u></p> <p>4 法令の規定に基づく消費者の契約の申込みの撤回、契約の解除、契約の取消し又は契約の無効の主張を制限して、消費者に不当に不利益となる内容の条項を含む<u>商品売買契約等を締結させる行為</u></p> <p>5 消費者に不当に過大な量の契約商品等又は不当に長期にわたって供給される契約商品等の購入を内容とする条項を含む<u>商品売</u></p>

改 正	現 行
<p>_____を締結させる行為</p> <p>6 契約に関する訴訟について、消費者に不当に不利な裁判管轄に係る内容の条項を含む<u>契約</u>_____を締結させる行為</p> <p>7 消費者が受ける信用がその者の返済能力を超えることが明白であるにもかかわらず、当該与信契約等を締結させ、又は当該信用の供与若しくは保証の受託を伴った内容の条項を含む<u>契約</u>_____を締結させる行為</p> <p>8 (略)</p>	<p><u>買契約等</u>を締結させる行為</p> <p>6 契約に関する訴訟について、消費者に不当に不利な裁判管轄に係る内容の条項を含む<u>商品売買契約等</u>を締結させる行為</p> <p>7 消費者が受ける信用がその者の返済能力を超えることが明白であるにもかかわらず、当該与信契約等を締結させ、又は当該信用の供与若しくは保証の受託を伴った内容の条項を含む<u>商品売買契約等</u>を締結させる行為</p> <p>8 (略)</p>
<p>別表第7 (第13条の2、第21条、第27条関係)</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 未成年者との<u>契約</u>_____の取消しを不当に妨げ、未成年者に<u>契約</u>_____に係る書面に年齢、職業その他の事項について虚偽の記載をさせる等未成年者の契約に係る取消権の行使を妨げるおそれがある行為</p> <p>4 (略)</p>	<p>別表第7 (第13条の2、第21条、第27条関係)</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 未成年者との<u>商品売買契約等</u>の取消しを不当に妨げ、未成年者に<u>商品売買契約等</u>に係る書面に年齢、職業その他の事項について虚偽の記載をさせる等未成年者の契約に係る取消権の行使を妨げるおそれがある行為</p> <p>4 (略)</p>
<p>別表第8 (第13条の2、第21条、第27条関係)</p> <p>1 <u>主契約</u>に係る事業者の行為が第13条の2第1項から第4項までに規定するいずれかの不当な行為に該当することを知っていた、又は業務上知り得べきであつたにもかかわらず、与信契約等の締結を勧誘し、又は与信契約等を締結させる行為</p> <p>2 <u>主契約</u>に係る事業者に対して生じている事由をもつて消費者が法令の規定又は与信契約等に基づき支払を拒絶できる場合であるにもかかわらず、与信業者等が不当に消費者又は関係人に債務の履行を請求し、又は債務を履行させる行為</p> <p>3 (略)</p>	<p>別表第8 (第13条の2、第21条、第27条関係)</p> <p>1 <u>販売業者</u>_____の行為が第13条の2第1項から第4項までに規定するいずれかの不当な行為に該当することを知っていた、又は業務上知り得べきであつたにもかかわらず、与信契約等の締結を勧誘し、又は与信契約等を締結させる行為</p> <p>2 <u>販売業者</u>_____に対して生じている事由をもつて消費者が法令の規定又は与信契約等に基づき支払を拒絶できる場合であるにもかかわらず、与信業者等が不当に消費者又は関係人に債務の履行を請求し、又は債務を履行させる行為</p> <p>3 (略)</p>

2 地方税法第 37 条の 2 第 1 項第 4 号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める
 条例（平成 24 年神奈川県条例第 39 号）新旧対照表

改 正			現 行		
別表			別表		
特定非営利活動 法人の名称	主たる事務所の 所在地	神奈川県県 税条例第10 条第2項の 期間	特定非営利活動 法人の名称	主たる事務所の 所在地	神奈川県県 税条例第10 条第2項の 期間
(削除)	(削除)	(削除)			
			特定非営利活動 法人WE 2 1 ジ ヤパン相模原	相模原市南区若 松四丁目13番 3 号	平成25年 1 月 1 日から 平成30年 3 月31日まで
			特定非営利活動 法人WE 2 1 ジ ヤパン・ほどが や	横浜市保土ヶ谷 区川辺町 2 番地 2パイロットハ ウス103	平成25年 1 月 1 日から 平成30年 3 月31日まで
			特定非営利活動 法人WE 2 1 ジ ヤパン都筑	横浜市都筑区茅 ヶ崎中央30番14 号	平成25年 1 月 1 日から 平成30年 3 月31日まで
			特定非営利活動 法人WE 2 1 ジ ヤパン藤沢	藤 沢 市 藤 沢 1, 102番地	平成25年 1 月 1 日から 平成30年 3 月31日まで
			特定非営利活動 法人エンパワメ ントかながわ	横浜市神奈川区 鶴屋町二丁目 9 番22号日興パレ ス横浜701号	平成25年 1 月 1 日から 平成30年 3 月31日まで
			特定非営利活動 法人ワーカー ズ・コレクティ ブ樹	横浜市金沢区富 岡東一丁目10番 12号	平成25年 1 月 1 日から 平成30年 3 月31日まで
			特定非営利活動 法人ヴィエムシ イ	横浜市中区新港 二丁目 2 番 1 号 横浜ワールドポ ーターズ 6 階	平成 25 年 1 月 1 日 から平成 30 年 3 月 31日まで
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
特定非営利活動 法人まちづくり スポット茅ヶ崎	茅ヶ崎市浜見平 11番 1 号	平成30年 1 月 1 日から 平成35年 3 月31日まで	(新設)	(新設)	(新設)

改 正			現 行		
特定非営利活動 法人和有会	横浜市緑区寺山 町107番地7ハ ルオ中山ビル 102	平成30年1 月1日から 平成35年3 月31日まで	(新設)	(新設)	(新設)
特定非営利活動 法人ワーカー ズ・コレクティ ブ樹	横浜市金沢区富 岡東一丁目10番 12号	平成30年4 月1日から 平成35年3 月31日まで	(新設)	(新設)	(新設)
特定非営利活動 法人WE 2 1ジ ャパン・ほどが や	横浜市保土ヶ谷 区川辺町2番地 2パイロットハ ウス103	平成30年4 月1日から 平成35年3 月31日まで	(新設)	(新設)	(新設)
特定非営利活動 法人WE 2 1ジ ャパン都筑	横浜市都筑区茅 ヶ崎中央30番14 号	平成30年4 月1日から 平成35年3 月31日まで	(新設)	(新設)	(新設)
特定非営利活動 法人WE 2 1ジ ャパン相模原	相模原市南区若 松四丁目13番3 号	平成30年4 月1日から 平成35年3 月31日まで	(新設)	(新設)	(新設)
特定非営利活動 法人WE 2 1ジ ャパン藤沢	藤 沢 市 藤 沢 1,102番地	平成30年4 月1日から 平成35年3 月31日まで	(新設)	(新設)	(新設)
特定非営利活動 法人エンパワメ ントかながわ	横浜市神奈川区 鶴屋町二丁目9 番22号日興パレ ス横浜701号	平成30年4 月1日から 平成35年3 月31日まで	(新設)	(新設)	(新設)

3 神奈川県消費者行政活性化基金条例（平成 21 年神奈川県条例第 4 号）新旧対照表

改 正	現 行
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>2 この条例は、<u>平成33年12月31日</u>限り、その効力を失う。</p> <p>3 (略)</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>2 この条例は、<u>平成30年12月31日</u>限り、その効力を失う。</p> <p>3 (略)</p>

4 神奈川県保育士試験手数料等に関する条例（平成20年神奈川県条例第7号）新旧対照表

改正	現行
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第227条及び第228条第1項並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の9第3項（国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の5第8項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づき、児童福祉法に規定する保育士試験及び国家戦略特別区域法に規定する国家戦略特別区域限定保育士試験に係る手数料に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 知事は、児童福祉法第18条の8第2項の規定に基づく保育士試験又は国家戦略特別区域法第12条の5第6項の規定に基づく国家戦略特別区域限定保育士試験を受けようとする者から、次の各号に掲げる事務につき、それぞれ当該各号に掲げる名称の手数を徴収する。この場合において、当該手数料の金額は、1件につきそれぞれ当該各号に掲げる額とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 厚生労働省関係国家戦略特別区域法施行規則（平成26年厚生労働省令第33号）<u>第6条</u>において準用する児童福祉法施行規則第6条の11の2第2項の規定に基づく国家戦略特別区域限定保育士試験の全部の免除の申請に対する審査 国家戦略特別区域限定保育士試験全部免除申請手数料 2,400円</p> <p>(指定試験機関が行う試験に係る手数料)</p> <p>第3条 児童福祉法第18条の9第1項（国家戦略特別区域法第12条の5第8項において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により児童福祉法第18条の9第1項に規定する指定試験機関（以下「指定試験機関」という。）が<u>その試験事務の全部</u>を行う保育士試験又は国家戦略特別区域限定保育士試験を受けようとする者は、前条の手数を当該指定試験機関に納付しなければならない。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第227条及び第228条第1項並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の9第3項（国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の5第8項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、児童福祉法に規定する保育士試験及び国家戦略特別区域法に規定する国家戦略特別区域限定保育士試験に係る手数料に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 知事は、児童福祉法第18条の8第2項の規定に基づく保育士試験又は国家戦略特別区域法第12条の5第6項の規定に基づく国家戦略特別区域限定保育士試験を受けようとする者から、次の各号に掲げる事務につき、それぞれ当該各号に掲げる名称の手数を徴収する。この場合において、当該手数料の金額は、1件につきそれぞれ当該各号に掲げる額とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 厚生労働省関係国家戦略特別区域法施行規則（平成26年厚生労働省令第33号）<u>第7条</u>において準用する児童福祉法施行規則第6条の11の2第2項の規定に基づく国家戦略特別区域限定保育士試験の全部の免除の申請に対する審査 国家戦略特別区域限定保育士試験全部免除申請手数料 2,400円</p> <p>(指定試験機関が行う試験に係る手数料)</p> <p>第3条 児童福祉法第18条の9第1項（国家戦略特別区域法第12条の5第8項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により児童福祉法第18条の9第1項に規定する指定試験機関（以下「指定試験機関」という。）が行う保育士試験又は国家戦略特別区域限定保育士試験を受けようとする者は、前条の手数を当該指定試験機関に納付しなければならない。</p> <p>2 (略)</p>